

公立大学法人大阪市立大学業務方法書

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び大阪市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第2条の規定に基づき、公立大学法人大阪市立大学（以下「法人」という。）の行う業務執行の基本的事項を定め、その業務の適正な執行に資することを目的とする。

（業務執行の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な執行に努めるものとする。

（業務の委託）

第3条 法人は、公立大学法人大阪市立大学定款第23条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

（その他）

第6条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

この業務方法書は、大阪市長の認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。